

平成 30 年度 飲食・宿泊業等無線 LAN (Wi-Fi) 補助事業 (環境整備補助事業要綱)

1 趣旨

この事業は、訪日外国人旅行者が増加する中、高浜町内で無料公衆無線 LAN が使用できる箇所を増やし、高浜町に訪れた外国人や観光客が情報検索や情報発信のために不自由なくインターネットを利用できる快適な旅行環境を提供することを目的に、町内の観光事業者等に対し無料公衆無線 LAN 整備に係る費用の一部を補助する。

2 補助金交付の対象等

・補助対象者

- ①若狭高浜観光協会又は高浜町商工会員
 - ②飲食業・宿泊業を営み外国人や観光客が立ち寄る事業者
 - ③その他、会長が適当と認める者
- ※無線 LAN 設備の拡充も対象とする。

・補助対象経費

補助対象経費は次に掲げる経費とする。

事業区分	経費区分	内容
観光施設等 無線 LAN 整備事業	委託料	事業の一部を委託する経費・無線 LAN 設置工事費 等
	備品購入費	事業実施にあたり必要となる無線 LAN 機器の購入費 等
会長が特に必要であると認めるもの		

(補助対象外の経費について)

- ・決定通知書発行日以前の経費
- ・新たにインターネット回線を接続するための費用や維持経費 (例：インターネット接続料、モデムレンタル料、新規接続の工事費)
- ・通信料金・プロバイダー契約などの環境整備以外の費用

・補助要件

- ①整備する無料公衆無線 LAN は Wi-Fi の認証を受けていること。
- ②認証方法は、利用者が SSID を選択し、メールアドレスを入力する方法またはそれ以上のセキュリティを確保できる方法とする。

3 補助対象期間

平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 2 月 28 日までに行う事業

※但し、先着順に受付の上、予算の上限に達し次第、募集を締め切る。

4 補助額

①補助金は対象経費（税抜）の3分の2とする。

補助金の額に1円未満の端数が生じるときはその端数を切り捨てた額とする。

②補助限度額は100,000円とする。

5 申請の手続き

(1) 補助金の申請

補助金の交付を申請しようとするものは、次に掲げる書類を観光協会又は商工会に提出する。尚、申請はどちらでも可能となるが、申請から実績報告（完了）までは同じ団体窓口での手続きとなる。

- ・申請書（様式第1号）
- ・事業実施計画書（様式第2号）
- ・設置の場所が分かる平面図又は設置前の写真
- ・工事（購入）の金額がわかる書類（見積など）
- ・その他観光協会又は商工会が必要とする書類

(2) 交付決定

観光協会又は商工会は、申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定書を送付する。予算の制約により補助対象外となった事業については、他の補助事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上交付決定書を送付する。

(3) 中止・変更

補助事業を中止する場合や補助対象事業の要件を満たさなくなった場合等、補助額に変更が生じる場合は、速やかに中止・変更報告書を観光協会又は商工会に提出すること。（様式第6号）

(4) 実績報告

申請者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日または平成30年2月28日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を観光協会又は商工会に提出するものとする。

- ・実績完了報告書（様式第4号）
- ・工事をしたことが分かる写真
- ・補助対象経費の請求書と領収書又は振込書控えの写し

(5) 補助金の支払い

補助金は、実績報告の内容を確認し、不備がないことを確認した後に貴店の指定口座に入金する。

6 その他

観光協会又は商工会は、虚偽の申請又はその他不正の手段により補助金の交付を受けた申請者に対しては、交付の決定を取り消すことができる。